

V 優良産廃処理業者認定制度

1 優良産廃処理業者認定制度

優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。）を都道府県知事又は政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良産廃処理業者）について、通常5年の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物を排出する事業者が優良産廃処理業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています（施行令第6条の9第2号、施行令第6条の11第2号、施行令第6条の13第2号、施行令第6条の14第2号）。

2 優良基準

以下の基準全てに適合していることが必要となります。

(1) 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分（事業停止命令、改善命令、措置命令など）を受けていないこと。

(2) 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

(3) 環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等による認証を受けていること。

※エコアクション21と相互認証されている認証制度（北海道環境マネジメントスタンダード（HES）等）を含む。

(4) 電子マニフェスト

電子マニフェストシステム（JWNET）に加入し、電子マニフェストが利用可能であること。

(5) 財務体質の健全性

- ① 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
- ② 次のいずれかの基準に該当すること。
 - ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
 - ・前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
- ③ 直前3年の各事業年度における経営利益金額等の平均額が零を超えること。
- ④ 産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。
- ⑤ 特定廃棄物最終処分場についての積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

3 申請方法

認定を申請しようとする産業廃棄物処理業の許可の区分において、当該許可の更新の許可申請時に、優良基準に適合する旨の認定を受けることができます（現に受けている許可の更新期限を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことができます。）。

《注意事項》

※制度の概要、優良基準などの詳細については、札幌市のホームページで確認することができます。

（<https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/yuryo.html>）

※申請は郵送では受け付けておりません。必ず窓口へ書類を持参してください。

※必要書類が不足している、書類に不備がある場合は、全ての書類が揃ってからでないと、申請を受付できません。

※認定申請に係る手数料はかかりません。ただし、許可申請に係る手数料は別途かかります。

4 申請書類

	必要書類
1	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面(誓約書)
2	インターネットを利用する方法により公表・更新している情報に係る基準に適合していることを証する書類(※1) ※次のいずれかの書類 ・(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合は、情報を公表、更新した時点における同ウェブサイト上の当該ページ部分をプリントアウトしたもの ・「産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合は、情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの ・(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が発行する、事業の透明性に係る基準の適合についての証明書(適合証明書)
3	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 ・ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度(北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)等)の認証書の写し
4	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 ※次のいずれかの書類 ・情報処理センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面の写し ・情報処理センターが管理する電子マニフェストシステム(JWNET)の加入者情報検索で該当する部分をプリントアウトしたもの
5	法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類(※2) ※以下の税目、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類 ・法人税、消費税及び地方消費税 税務署が発行する納税証明書(法人の場合は「様式その3の3」、個人の場合は「様式その3の2」)又はその写し ・道民税、事業税及び不動産取得税 北海道内の総合振興局、振興局又は道税事務所が発行する納税証明書又はその写し ・市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税 札幌市が発行する納税証明書又はその写し ・社会保険料 年金事務局が発行する社会保険料納入証明書又はその写し、若しくは受領印が押印された社会保険料納入通知書の原本(照合確認後、返却します。)及びその写し ・労働保険料 地方労働局が発行する労働保険料納入証明書又はその写し
※1 通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合は、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6か月間分、既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合は、優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間分が必要となります。 ※2 社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類は、札幌市内にある産業廃棄物処理業等に関するすべての事業所について確認が必要となります。各種証明書の発行については、所管する窓口にご確認ください。	